

遊佐ブランド推進協議会規約

(目的)

第1条 遊佐町の豊かに恵まれた自然と歴史、文化を活かし、元気で活力あるまちをつくるための町民の意欲的な取り組み（遊佐ブランドのポテンシャルを顕在化させ、創り出し、磨きをかけて取り組む活力に満ちた元気な地域をつくるための活動）を促進するため遊佐ブランド推進協議会（以下「遊佐ブランド協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 遊佐ブランド協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 戦略的地域ブランドの形成と町民の元気づくり取り組みの支援事業
- (2) 地域遊佐ブランドの登録と知的財産権の確立のための事業
- (3) 遊佐町の自然、歴史、文化を活かす観光・旅行等商品の開発と事業化
- (4) 遊佐ブランドを担う人材の育成に関する事業
- (5) 地場特産品の開発、町内消費の拡大など、地域経済活性化に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 遊佐ブランド協議会は、遊佐町及び遊佐町議会、庄内みどり農協、遊佐町商工会、NPO法人遊佐鳥海観光協会、遊佐町総合交流促進施設株式会社、友好会、山形県漁業協同組合吹浦支所、遊佐郵便局、北庄内森林組合、旅行社各社、遊佐町建設業組合等関係企業、団体、機関を持って組織する。

- 2 遊佐ブランド協議会に、会長、副会長（1名）及び会計監事（2名）を置く。
- 3 会長は、遊佐町長をもってあて、副会長、会計監事は会長が指名する。
副会長、会計監事の任期は、1年とする。
- 4 会長は、会務を総理するとともに、会議の議長になる。
- 5 遊佐ブランド協議会にアドバイザーをおくことができる。アドバイザーは会長が委嘱する。
- 6 遊佐ブランド協議会に、事業化を担う人材の育成のため、必要により次の専門的組織等を設置することができる。
 - (1) 遊佐ブランド優良特産品推進部会
 - (2) まちづくり会社部会
 - (3) 体験交流型観光研究部会
- 7 専門組織は、構成団体を含めて、事業化をめざす企業、団体、NPO、個人など町内から構成員を公募し、積極的な事業化を推進する。

(事務局)

第4条 遊佐ブランド協議会の事務局は、遊佐町産業課内におき、関係機関、団体の担当者をもって構成する。

(財政)

第5条 遊佐ブランド協議会の財政は、遊佐町及び、各構成団体の負担金、その他により構成する。

(委任)

第6条 前条までに定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成17年9月20日から施行する。

一部改正 平成19年6月11日

一部改正 平成20年6月13日

一部改正 平成22年4月30日

一部改正 平成23年5月17日

一部改正 平成26年5月20日

一部改正 平成27年5月27日